

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成29年9月19日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700114 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700035 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額を 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

A 社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る預金取引明細及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支給明細書により、請求者は、平成 18 年 12 月 8 日に A 社から賞与を支給され、7 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700117号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1700016号

## 第1 結論

昭和58年9月から昭和59年6月までの請求期間、昭和59年8月から昭和60年2月までの請求期間、昭和60年6月の請求期間、昭和60年8月から昭和62年1月までの請求期間及び平成19年7月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年9月から昭和59年6月まで  
② 昭和59年8月から昭和60年2月まで  
③ 昭和60年6月  
④ 昭和60年8月から昭和62年1月まで  
⑤ 平成19年7月から同年10月まで

請求期間①から⑤までについては、当時居住していたそれぞれの役場で私が国民年金保険料の免除申請の手続を行ったが、国の記録によると、国民年金保険料の未納期間となっている。請求期間①から⑤までについて国民年金保険料の申請免除期間に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 請求期間①から⑤までについて、請求者は、当該期間に居住していた住所地の役場において国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、提出方法、提出先等についての具体的な陳述は得られない上、請求者が当該期間に居住していたとするA市、B市、C市(請求者に係る住民票により、請求期間⑤において請求者が住所を定めていたことが確認できる。)、D市、E市、F市及びG市は、当該期間における国民年金保険料の免除申請に係る資料を保管していないため、請求者が国民年金保険料の免除申請を行ったかは不明である旨回答している。
- しかしながら、請求期間①から④までについて、国民年金保険料の免除申請の際には国民年金手帳記号番号が必要となるところ、請求者に対し当該記号番号が払い出された事跡はない。また、オンライン記録によると、請求期間①から④までの国民年金被保険者資格取得及び同喪失に係る入力処理は、請求者に係る平成14年8月1日の国民年金被保険者資格取得の入力処理(平成14年11月25日入力処理)に併せ、遡及して行われたことが確認でき、当該入力処理時点において請求期間①から④までは、国民年金に未加入であり、請求者は、請求期間①、②、③及び④当時、それぞれの請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。
- また、請求期間⑤について、オンライン記録によると、当該期間は、平成25年8月15日に

国民年金第3号被保険者から同第1号被保険者に種別変更処理された期間であることが確認でき、C市は、請求期間⑤当時、C市の記録では請求者は国民年金第3号被保険者とされていた旨回答していることから、請求期間⑤は、平成25年8月まで国民年金第3号被保険者期間であったため、請求者は、請求期間⑤当時、請求期間⑤に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

- 4 このほか、請求者が請求期間①から⑤までについて、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までについて国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。